

慶應義塾大学大学院法学研究科内
『法学政治学論究』刊行会編
『法学政治学論究』第五十八号(二〇〇三年秋季号)

熟慮と討議の民主主義理論

——公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察——

柳 瀬 昇

熟慮と討議の民主主義理論

——公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察——

柳 瀬 昇

- 一 熟慮と討議の民主主義理論をめぐる議論
- 二 公法理論としての熟慮と討議の民主主義
 - (一) 共和主義的憲法観からの熟慮と討議の民主主義
 - (二) 公法理論としての熟慮と討議の民主主義の展開
- 三 政治理論としての熟慮と討議の民主主義
 - (一) 熟慮と討議の民主主義理論の萌芽とその展開
 - (二) 熟慮と討議の民主政治を実現するための試み
- 四 公法理論と政治理論との架橋
 - (一) 熟慮と討議の民主主義理論の再定位
 - (二) 熟慮と討議の民主主義の構成要素
 - 1 討議の開放性と自由かつ平等な発言権の保障
 - 2 真理または共通善の追求と論拠の正当化要求
 - (三) 今後の展望
 - 3 合意形成志向性と選好の変容可能性
 - 4 熟慮・討議を可能とする制度
 - 5 結論志向性
 - 6 決定に必要かつ十分な情報の共有
 - 7 異見に対する寛容の精神

一 熟慮と討議の民主主義理論をめぐる議論

民主主義 (democracy) とは何かという命題は、公法学の世界においても、政治学の世界においても、その学問的出発点から常に探求されてきた課題であり、かつ、今後も探求され続けるであろう大きな難問である。

一五〇〇年にわたって繰り返して、さまざまな論者によって実にさまざまに論じられてきた民主主義に対しては、今日では、その「正統性のオーラ」ゆえに、それ自体を疑う向きはあまり多くなく、むしろ、どのような民主主義を構想するかということのほうに議論の着眼点が移行していると思われる。そして、近年、「熟慮と討議 (deliberation)」に着目し、民主主義理論を再構成しようとするという「熟慮と討議の民主主義 (deliberative democracy)」という考え方が、特に注目されている。

この討議を基礎とする民主主義観は、一九八〇年代以降、アメリカ合衆国において、ヤング (Tis M. Young) の言を借りれば「爆発的」に議論されるようになった公法理論・政治理論である。日本においても、九〇年代後半以降、熟慮と討議の民主主義理論に関する重要な論文が見られるようになった。しかしながら、昨今、この理論を用いてさまざまな問題を論ずる論稿は多く見られるようになったが、そもそも熟慮と討議の民主主義とは何かということを直接論ずる論文はあまり多くない。

また、熟慮と討議の民主主義理論は、公法学の領域でも政治学の領域でも盛んに論じられ、それぞれ独自の展開を見せているが、日本での議論を見る限り、これらは相互に歩み寄りを見せようとはしていない。同じ熟慮と討議の民主主義という構想を追究する公法理論と政治理論であるが、これらは異なることを論じているのだろうか。それとも、何らかの要素を共有し、架橋されるものなのだろうか。

本稿では、アメリカ合衆国等における熟慮と討議の民主主義をめぐる主要な公法理論と政治理論 (政治理論から展開されている実証的研究をも含む) とを概観し、それぞれの理論から構成要素を析出したのち、その本質的要素と副次的でないし前提的要素とは何かを検討し、両者の合意点を模索しようとする試論的考察である。

二 公法理論としての熟慮と討議の民主主義

(一) 共和主義的憲法観からの熟慮と討議の民主主義

共和主義的憲法観に立脚する公法学者であるサンステイン (Cass R. Sunstein) は、その著書の中で、明確に「アメリカ合衆国憲法は、熟慮と討議の民主政治を創造すべく設計されている」と述べている。

サンステインによれば、不偏不党性の原理 (impartiality principle) を重視した合衆国憲法の起草者たちは、君主制の残滓、公務員の利己心及び党派による権力の掌握を危惧し、憲法制定にあたって、これらの三要素が機能しないように制度設計を行なった。国民の代表者は、最終的に国民に対して説明責任を負い、その一方で、党派の影響に支配されずに熟慮・討議を行なうことが保障された。『フェデラリスト』第一〇編での議論、上院議員や大統領が間接的に選出されるという当初の仕組み、非公開で行なわれた憲法会議での討議などを通じて、憲法起草者たちの意思は、人々の利己的ないしは党派的な「むき出しの選好 (naked preferences)」による統治ではなく、熟慮と討議に基づく民主政治を志向していたということがいえる。

サンステインは、合衆国憲法の規定する統治機構の構造が、熟慮と討議による民主政治を行なうために制度設計されたものであると述べるが、その構造は、川岸令和教授によって次のように明瞭に再定式化されている。

すなわち、合衆国憲法の制定は、人間社会が熟慮と選択とを通じてよき政府を確立することができた成功例である。⁽¹²⁾ その理由は、フェデラリストたちによって熟慮に基づく討議を通じて憲法案批准に向けての説得がなされたという憲法の制定過程そのものがこの理論を体現するものであったということと、その憲法が規定する統治機構が熟慮を促すべく設計された制度であること(代表制、国民により直接選挙される下院議員を(憲法制定当時は)少数に抑えたこと、下院の暴走を抑制するための上院議員の(当時の)選出方法の工夫、参加の要素と熟慮の要素とを組み合わせた大統領選出方法、機関相互間で熟慮に基づく討議を行なわせる二院制・議会や議院内での複数政党制・大統領の議会への関与、司法審査制、そして、憲法承認のための邦でのコンベンション(Convention)と二重手続)⁽¹³⁾の二点である。⁽¹⁴⁾

サンステインは、①政治的な選択は熟慮と討議(political deliberation)を経てなされるべきであるということ、②国家から独立し不可侵の、政治参加の基盤としての市民性(citizenship)、⁽¹⁵⁾③政治的論争は平等な市民間での意見の一致を通じて解決されるべきという規制的理念としての同意(agreement as a regulative ideal)、⁽¹⁶⁾④政治的影響力の著しい不均衡を禁ずる政治的平等(political equality)⁽¹⁷⁾の四つを共和主義の原理的な要素と考え、それが、憲法解釈原理としての熟慮と討議の民主主義の観念の起源の一つであると述べている。⁽¹⁸⁾このサンステインのいう四要素は、人々が、私的な利害を超えて公民的徳性(civic virtue)に基づき、共通善(common good)の実現を目指して、熟慮と討議を通じて民主政治を行なうにあたっての不可欠な要素として、共和主義的公法理論が構想している原理を的確に示したものであるといえる。

また、司法審査の民主的正当性の問題⁽¹⁹⁾とどう文脈で、二元的民主政(dualist democracy)論を主張する共和主義的公法学者アッカーマン(Bruce A. Ackerman)は、憲法制定過程や政治過程のみならず、特に司法審査過程における熟慮と討議の意義を強調する。

アッカーマンによれば、合衆国憲法の想定する民主政治過程は、高次法を制定する憲法政治(constitutional politics)と、その下で通常の下位法を制定し統治する通常政治(normal politics)とがある。⁽²⁰⁾通常政治においては、無知で利己的で政治に無関心な「私人としての市民(private citizens)」は専ら政治の運営を代表者に委ね、代表者は国民から支持を得るために単に相互に競い合うのみである。⁽²¹⁾しかし、国民は、憲法制定期、南北戦争の再建期、ニューディール期のような政治的に大きな変動の時代(憲法政治の時代)には、「公民(private citizens)」として結集し、私益を超えた共同体の共通善のために熟慮と討議を行なうものと想定されている。⁽²²⁾

アッカーマンによれば、憲法は、冷静な国民の熟慮と討議によってつくられたものであり、また、通常政治の時代には、熟慮と討議の精神は、憲法価値を保存する機関としての裁判所に収められている。それゆえに、裁判所は、一時の国民の熱情でつくられてしまった憲法価値に反する法律を、憲法に照らし、その中に納められた国民の熟慮と討議の精神に基づいて審査する適格性がある。⁽²⁴⁾

そして、アッカーマンは、サンステインの議論を踏まえながら、通常政治で「最も目指すべき目標は、「熟慮と討議の民主主義」であり、すなわち、「賢明な政治家」を選出することと、明確化された公益に従って統治を行なおうというインセンティブを彼らに付与することの二つを促進するシステムを構築することである」と述べている。⁽²⁵⁾

(二) 公法理論としての熟慮と討議の民主主義の展開

前節において、共和主義的公法理論研究者が熟慮と討議の民主主義をどのように構想しているかについて、代表的論者の見解を通じて概観したが、こういった共和主義的な理解に対しては、批判も少なくない。

例えば、ゲイ(Steven G. Gey)は、サンステインの議論に対して、次のように批判する。共和主義論者は、人々の私的な選好が、社会環境の不完全性ゆえにさまざまな要因によって変化されやすいものであると指摘する。⁽²⁶⁾彼らは、異なる選好をもつ者どうしが対話を行なえば、その中で私的な選好が克服され、合意が形成されるというが、それは、

結局は、社会の多数派の私的な選好が政府の判断として少数派に対して押しつけられるだけのことであって、その一方で、対話に敗れた少数派の選好は「歪曲した選好 (distorted preference)」とみなされることになってしまう。⁽²⁷⁾

また、ガードナー (James A. Gardner) は、サンステイン (及び、後述するフィッシュキン (James S. Fishkin)) をも批判しながら、合衆国憲法制定時に支配的だった合理的認識論 (rationalist epistemology) を完全に無視した議論を行なっており、この合理的認識論に従ってマディソンらの議論を精査すれば、フェデラリストたちは熟慮と討議の民主主義を構想していたとは考えられないと述べる。⁽²⁸⁾

こういった批判に対して、熟慮と討議の民主主義を志向する公法理論研究者は、十分な反論をも試みているが、最近では、このような原理的な論争よりもむしろ、政治理論研究者らが展開している熟慮と討議に基づく民主政治の実現のための実証的研究のほうに強い関心を示している。

例えば、サンステインは、その著書『リパブリック・ドット・コム』の中で、フィッシュキンが提唱し、実験を行なっている「討論型世論調査 (deliberative opinion poll)」について、集団極性化 (group polarization) の問題に留意しながらも、実験の理念、手法及び結果に対して好意的に評価し、また、フィッシュキンが発展的に構想しているサイバースペース上での討論型世論調査に希望を見出している。⁽²⁹⁾

そして、サンステインは、具体的な構想には至っていないながらも、異なる意見をもつ者どうしが、人権、環境、雇用、外交、証券市場、子育て、銃規制、労働組合などといった論点について、ウェブ上で討議するフォーラムとしての「討議型ドメイン (deliberative domain)」を提案する。⁽³¹⁾ サンステインが最も強調している点は、よく機能した民主政治において、熟慮と討議の重要性が一般に (そして、その意義の重要性に同意しなかった者によっても) 認識されることの必要性である。そして、その重要性の認識があまねく広まれば、討議型ドメインのようなフォーラムが自発的に発展していくであろうと述べる。⁽³²⁾

また、アッカーマンは、フィッシュキンとの共著論文において、「討議の日 (Deliberation Day)」構想を示している。⁽³³⁾ 討議の日とは、総選挙の一週間前に設けられる国民の祝日である。法律によって、この日には、停止不可能な職種以外の勤労は禁止される。この日、選挙民登録をしている有権者は、近隣の集会所に参集し、一五人規模の小集団または五〇〇人規模の大集団で、選挙運動の中で浮上した中心的な政策争点を議論する。討議に参加した有権者には、市民としての義務を果たすことの報酬として、一五〇ドルが支給される。そして、この討議の日の翌週に行なわれる選挙において、有権者は、「生の民意 (raw public opinion)」ではなく、「熟慮と討議を通じた民意 (deliberative public opinion)」を示すことになる。⁽³⁴⁾

アッカーマンとフィッシュキンは、民意を、熟慮度と規模という二つの指標で、四つに分けて考える。すなわち、その四つとは、熟慮された大衆の民意 (第一象限)、熟慮された小集団の民意 (第二象限)、生の小集団の民意 (第三象限) 及び生の大衆の民意 (第四象限) である。⁽³⁵⁾ そして、第一象限の民意によって政策選択が行なわれることが最も望ましく、第二象限の民意によるのが次に望ましいものとされる。

第二象限の民意とは、マディソン (James Madison) が『フェデラリスト』第一〇編で述べた「選出された国民の一人の手を経ることによって洗練され、かつその視野が広げられた」民意のことであり、その民意が発現しうる会議体として、上院、大統領選挙人団及びコンベンション⁽³⁷⁾ が挙げられる。そして、討論型世論調査は、任意の参加者を対象に行なわれるものであるが、後述するように、それに参加しなかった国民の意思をも代表する機能が期待されるので、第二象限の民意が示される制度であるという。⁽³⁸⁾

討議の要素と大衆の政治参加の要素とは、トレードオフの関係に立つと思われていた。これら二つの要素を充足する第一象限の民意が発現するのは、アッカーマンのいう憲法政治の時代のような歴史的に大きな政治変動の時期であり、それは例外的な状況である。しかし、討論型世論調査を重層的に行なうよう制度化された「討議の日」構想は、

全国民の十分な熟慮・討議を通じた政治参加を促進するものであり、究極的には、第一象限の民意の実現をも可能にするものであると、アッカーマンとフィッシュキンは述べている。⁽⁴⁰⁾

三 政治理論としての熟慮と討議の民主主義

(一) 熟慮と討議の民主主義理論の萌芽とその展開

そもそも、民主政治において熟慮や討議を重視すべきであるという傾向は、政治理論としては、古くから存在していた。バーカー (Ernest Barker) やシュミット (Carl Schmitt) が、意義は異なれど討論の重要性を強く主張していたということは言うまでもない。そのなかでも、特に注目すべきなのは、キリスト教の集会 (congregation) における集合的意思決定の論理をもとに、討論 (discussion) が民主主義の本質であると明確に主張したリンゼイ (Alexander D. Lindsay) である。⁽⁴¹⁾

リンゼイの民主主義観は、討論こそが民主主義の基本をなすものであり、民主主義的機構の目的は各人の意見の相違を表明することであり、民主主義は公認されその活動を奨励された反対党を必要とするものであり、民主主義にとって不可欠の条件として寛容の原理があり、民主政治は民主的で非政治的な共同社会を意味するような民主的な社会においてのみ成功しうるものであるという五つの要素に要約される。⁽⁴²⁾ 討論を民主主義の本質とみなすというこのリンゼイの議論に、熟慮と討議の民主主義理論の萌芽が見られるといえよう。

さて、政治理論として熟慮と討議の民主主義が議論されるべきとき、『公共性の構造転換』で有名な社会学者ハーバーマス (Jürgen Habermas) の議論をその出発点の一つとすることが多い。例えば、コーエン (Joshua Cohen) は、ハーバーマスの議論に着想を得て、熟慮と討議の民主主義理論に関する論文をまとめた述べている⁽⁴³⁾。また、ヤングは、ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論が基盤的理論であり批判対象でもあると述べている。⁽⁴⁴⁾ ハーバーマスのいう「討議倫理 (Diskursethik)」とは、ベンハビ (Seyla Benhabib) によれば、道徳的対話における参加者の発言と行為の自由を保障するという普遍・道徳的敬讓の原理 (principle of universal moral respect) と、多様な発言行為、新たな論題提起及び対話の前提に対して熟慮を促すという平等主義的相互性の原理 (principle of egalitarian reciprocity) と再定式化される。⁽⁴⁵⁾ つまり、「合理的討議の参加者として、影響を受けうるすべての者が同意することができるであろう行為規範のみが、妥当である。」⁽⁴⁶⁾

熟慮と討議の民主主義理論は、エストランド (David M. Estlund) が指摘しているように、一九八〇年にベゼット (Joseph M. Beckett) によって初めて提唱されたものであるが、ハーバーマスの討議過程分析によって、政治理論としては再興した。ハーバーマスの熟慮と討議の民主主義理論への貢献は揺るぎないものであり、その意味ではハーバーマスをこの理論の始祖といっても必ずしも過大評価ではないが、あくまで、熟慮と討議を民主主義の本質ととらえる政治理論の潮流は古くからすでに厳然と存在していたことにも留意すべきであろう。そして、ハーバーマスの議論に触発されて、マニン (Bernard Manin)、エルスター (Jon Elster)、コーエンらといった政治理論研究者が取り組み始め、熟慮と討議の民主主義理論は爆発的に論じられるようになったのであるが、意外にもハーバーマス自身は熟慮と討議の民主主義理論そのものを直接には明確に論じてはいないのである。⁽⁴⁷⁾

ハーバーマスは、『公共性の構造転換』の「一九九〇年新版への序言」で、熟慮と討議の民主主義理論を自ら定義づけすることなく、コーエンによる定義を借りている。そして、政治理論としての熟慮と討議の民主主義は、このコーエンの定義によって、最も明確に表されているといえよう。

すなわち、「熟慮と討議の民主主義の概念は、民主的な結社 (association) の直感的な理想に根ざしたものであり、

その結社の諸条件の正当化は、平等な市民間での公共的な推論と議論を通じて行なわれる。市民は、このような秩序の中で、公共的な推論を通じて集合的選択をすべき問題の解決への関与を分担し、そして、自分たちの基礎的制度を、それが自由で公共的な熟慮と討議の枠組みを確立する限りで、正統なものともみなすのである。⁽⁴⁹⁾つまり、「その諸問題が構成員の公的な熟慮と討議によって支配される社会」こそが、熟慮と討議の民主主義の政治体制なのである。⁽⁵⁰⁾

(二) 熟慮と討議の民主政治を実現するための試み

ダール (Robert A. Dahl) は、国民が討論 (discussion) を通じて政治的決定を行なうことの意義を重視し、また、ふつうの市民にはそのような討論と政治的決定を行なう能力が平等にそなわっていると考えている。⁽⁵¹⁾

一九八〇年代後半に、ダールは、市民の熟慮・討議を促すための装置として、「ミニポピュラス (minipopulus)」を構想していた。これは、ランダムに集められた一〇〇〇人の市民が、およそ一年間、特定の主要な議題について討議を行ない、最終的にどのような政策を選択したかを明らかにさせるものである。ただし、このミニポピュラスは、議会の代替物ではなく、議会の立法機能を補足するものに過ぎない。⁽⁵²⁾ここでは、当該議題に関する研究者、専門家及び行政官によって諮問委員会が組織され、市民は、意見を聴取したり、調査させたり、あるいは彼らとの討論に参加することができる。そして、このミニポピュラスという会議体は、全国、州、地域レベルで重層的に設計されるというものであった。

ダール自身は、その後、フィッシュキンの討論型世論調査や、クロスビー (Ned Crosby) が率いるジェファソン・センター (Jefferson Center) による「市民陪審 (Citizen Jury)」などといった、熟慮と討議の民主政治を実現するために実際に行なわれた実験例の影響を受け、国民の啓発システムとして、独自の「市民パネル (Citizen Panels)」の構想を提案している。⁽⁵³⁾

そもそも、合衆国では、国民に意思決定のために必要となる情報を与え、集う場所を提供し、熟慮・討議を行なわせるしめ、そこで得られた国民の選択の結果を何らかの形で政策決定に反映させようという試みは、一九七〇年代前半から、実験的に何度も行なわれてきた。例えば、先述の市民陪審や、心理学者キャンベル (Vincent Campbell) により提唱され、ベッカー (Theodore L. Becker) やシュラトン (Christa Slaton) によって行なわれた「テレヴォート (Televote)」などが挙げられる。⁽⁵⁴⁾ ガスティル (John Gastil) が「無作為標本によるフォーラム (random sample forums)」と呼ぶこれらの試みは、いずれも、国民の熟慮と討議に基づく政治参加の促進を企図した先駆例といえよう。しかしながら、その多くは、実験の手法や理念などに問題があり、また、実験の継続性や統計的な有効性の点などから、十分には政治学的考察の対象とはなっていない⁽⁵⁵⁾。ところが、先に述べたフィッシュキンの討論型世論調査は、それら先行事例の弱点を克服しようとしたものであり、非常に注目されている。⁽⁵⁷⁾

これは、統計的にサンプリングされた国民が、一定の場所に参集し、特定の政策課題について、提示された三つ以上の選択肢をめぐって、配布された詳細な資料をもとに、小グループで議論を行ない、その問題に詳しい研究者、専門家あるいは実際の政策担当者に質疑し、全体討議を行なうという過程を繰り返すものである。⁽⁵⁶⁾ 実験の前後に参加者の選好を調査し、その調査を分析した結果、参加者の選好の変化が確認される。

このフィッシュキンの討論型世論調査には、これまでの単なる世論調査や国民の政治参加のための実験とは多くの違いがあると考えられる。第一に、政治学者フィッシュキンが、その精緻な政治理論のもとに構築した装置であること、第二に、調査対象者を人口学的特徴に従って全国から無作為に抽出したため、討議を行なう会議体が統計的な代表であるといえること、第三に、情報提供や討論の前後での参加者の意見の変化を調査しているということ、第四に、情報提供を十分に行ない、討論にあたってはその政策課題の専門家や実際の政策決定に大きな影響力をもつ者が参加

していること、第五に、生産的な討議を行なうために、実験の趣旨を理解し、よく訓練されたファシリテーターないしモデレーターが、小グループ討議や全体討議の運営を行なっていること、第六に、マスメディアが注目しこれを報道することによって、参加者以外の国民も擬似的な参加が可能であること、などが挙げられよう。

そして、何よりも重要なことは、この討論型世論調査が、単なる構想段階にとどまらず、イギリス、オーストラリア、アメリカ合衆国等において、すでに二〇回以上も行なわれているということである。⁽⁶⁰⁾

四 公法理論と政治理論との架橋

(一) 熟慮と討議の民主主義理論の再定位

そもそも deliberation という概念には、個人の内部における「熟慮」と、他者との「討議」という二つの意味がある。ハーバーマスの理論を母胎とし、実証的な研究も行なわれている政治理論としての deliberative democracy 論は、討議の側面に重点をおく一方、憲法制定史の分析から始まった公法理論としての deliberative democracy 論では、熟慮に重心がある。deliberative democracy の訳語については、論者によってさまざまであり、いまだ定訳が存在しないと思われるが、その多くは、熟慮あるいは討議いずれかの側面のみを訳出している。⁽⁶¹⁾

しかしながら、ある政策課題に対して個人レベルで熟慮せずに他者と討議を行なったとしても、生産的な討議を展開させることは期待できず、また、個人の熟慮というものは、多くの場合、その個人の頭の中で仮想的他者と討議を行なうという営みであると分析できる。すなわち、個人の「熟慮」と他者との「討議」は、密接不可分の観念であると私は考える。⁽⁶²⁾ 本稿で、deliberative democracy の訳語を「熟慮と討議の民主主義」としたゆえんは、ここにある。

さて、前章までで、熟慮と討議の民主主義をめぐる主要な公法理論と政治理論とを概観した。

公法理論としての熟慮と討議の民主主義理論は、国民のむき出しの選好に対する警戒から、熟慮・討議というフィルターを通じて、国民の意思を精錬する必要性があるという見地に立つものが多い。一方、政治理論としてのそれは、国民は、熟慮・討議を経れば妥当な政策選択を行なうことができるという信頼の上に立ち、その理論をもとに実証的研究が蓄積されている。両者の国民に対するとらえ方は大きく異なるが、いずれも、民主政治における熟慮・討議の重要性を認識しているという点では、共通であるといえる。

今後のこの議論の展開のためには、この二つの理論の潮流を総合的にとらえた上で、そもそも熟慮と討議の民主主義とは何かということを明らかにする必要がある。

このような問題意識に立って、この理論の明確化に挑戦する論者は、合衆国においては、少なくない。例えば、エルスターは、熟慮と討議の民主主義を次のように定義づける。すなわち、①集合的意思決定は、その決定に影響を受ける者すべて、または、その代表者によってなされなければならないという民主主義 (democracy) の要素と、②合理性と公平性の価値を共有する参加者による、かつ、そのような参加者に対する議論 (argument) を経て、決定がなされなければならないという熟慮・討議 (deliberation) の要素とが、この理論に關してはほぼ合意の得られるものであるとしている。⁽⁶³⁾ たしかに、熟慮と討議の民主主義理論が、この二つの要素を充足するということに対しては異論はないであろうが、これでは過度に広汎である。

一方、ガードナーは熟慮と討議の民主主義の基礎的かつ相補的な特質として、①熟慮と討議 (deliberation) によって政治が行なわれること、②討議参加者の表明する意見の差異 (diversity) を承認すること、③対話の過程では偏見を持たずに柔軟な精神をたもつべきであるという開放性 (openness) 、「そして」④合意 (consensus) 形成のためのコミットメントという四つを挙げる。⁽⁶⁴⁾ また、コーエンは、熟慮と討議は、①自由に (free) ②議論を尽くして (rea-

soned) ③形式的にも実質的にも発言権が平等な (equal) ものであって、それは、④合理的に動機づけられた合意 (consensus) を目的とすべきものであると述べ、熟慮・討議の四つの理念的特徴を提示している。⁽⁶⁵⁾

このように、熟慮と討議の民主主義理論の十分条件を列挙していく手法は、この理論を過不足なくとらえるためには必ずしも十分とはいえない方法であるが、少しでもその特質を挙げ、輪郭を明らかにさせることができるという点で、空漠とした概念定義を行なうことよりも、意義があると思われる。したがって、本稿では、これらの先行研究等を参考に、次節において、熟慮と討議の民主主義理論の構成要素を析出し、提示したい。

(二) 熟慮と討議の民主主義の構成要素

1 討議の開放性と自由かつ平等な発言権の保障

熟慮と討議に基づく民主政治の実現のためには、討議過程は、参加資格のある者に対して、可能な限り開放的でなければならぬ。⁽⁶⁷⁾

そして、討議参加者は、自由で、束縛されず、また、威圧もされずに討議を行なうこと (free, unfettered, and uncoerced discussion) が保障されなければならない。⁽⁶⁸⁾ 討議参加者が自由にかつ平等に発言する権利をもつことについては、同時に、自分の発言に責任を負わなければならないことをも意味する。⁽⁶⁹⁾

これらは、公法理論も政治理論も、前提的要件として自明視する民主主義の要請である。

2 真理または共通善の追求と論拠の正当化要求

なぜ、この理論は、民主主義的決定の過程において、熟慮・討議を重視するのか。

これに対して、熟慮・討議を行なった結果が、行なわなかった場合よりも、実体的に正しい集合的意思決定が行なわれる (少なくとも、その蓋然性が高い) からという理由を挙げる論者がいる。例えば、リンゼイは、討議の過程を経

ることの目的は、真理に到達するためであると明確に述べている。⁽⁷⁰⁾

一方、熟慮と討議という過程を経ることによって共通善が実現されると主張する共和主義的憲法観は、正ではなく善の追求ではあるが、民主政治における熟慮・討議の目的として価値にコミットすることに変わりはない。

しかし、これら二つの考え方に対しては、民主主義を特定の価値の探求ではなく制度的装置ととらえるシュンペーター (Joseph A. Schumpeter) が理論的には反駁するであろう。⁽⁷¹⁾ 民主主義的決定が必ずしも正しい、あるいは、よい選択を行なうとは限らないという前提に立てば、民主主義的決定過程で熟慮・討議を行なう理由として、それが正しい・よい選択を行なうための近道であるからと述べるのは、自己矛盾になるからである。

また、価値が多元化している現代社会において、どの政策選択が正しいのかを判断する基準は容易には発見し得ないであろうし、⁽⁷²⁾ 熟慮・討議の過程を経ることのみで結果に正当性が付与されるのであれば、熟慮・討議を経れば極端な人権侵害も正当な選択とみなされてしまうおそれがある。

ところで、熟慮と討議の目的として、真理や共通善という価値の探究を挙げるべきかいなかは、実は、熟慮と討議の民主主義理論の固有の問題ではない。ここでは、その点は留保し、民主主義を純然たる手続と理解し、一切の価値へのコミットメントを否定する論者も同意できる、熟慮と討議の意義を模索することにしよう。

エルスターは、キャンベッタ (Diego Gambetta) やフィーロン (James D. Fearon) の議論をまとめて、考えうる九つの熟慮と討議の意義を挙げているが、⁽⁷³⁾ その中でエルスターが最も合理的な意義と考え、また、ボーマン (James Bohman) と意見が一致しているのが、⁽⁷⁴⁾ 論拠の正当化要求という意義である。すなわち、討議参加者は、たとえ当初の選好が専ら私的利益を企図するものであっても、他者との討議を行なうにあたっては、誰もが受容できる論拠に還元したほうが合理的である。このように、自分も持っている選好をより正当化する論拠を再考することによって、討議参加者間で論拠の交換が行なわれやすくなり、その結果、より相互に応答的になる。

そして、応答性の高い討議がこの理論における討議のあり方として望ましいということは、多言を要しない。もちろん、自分の嗜好を再考し、論拠の正当性を求めるという意義をもつ熟慮・討議過程を通じて、畢竟、結果として、正しい、あるいは、よい選択がなされる蓋然性は高くなるだろう。正しい、または、よい選択になりやすいということ、この理論の目的と理解するか、結果に過ぎないと理解するかは、論者の民主主義観如何による。

3 合意形成志向性と嗜好の変容可能性

討議参加者は、決定を行なうために、熟慮と討議を行なうのであるが、それは、合意形成を目指す営みなのである。うか。例えば、この理論の代表的論者であるコーエンは、「熟慮・討議の目的は、合意形成に到達することである」と明確に述べている。⁽⁷⁸⁾

しかしながら、合意形成の志向性を熟慮・討議の民主主義理論の本質的要素ととらえるかいなかにについては、熟慮・討議の民主主義を主張する論者の中でも異論がある。例えば、ガットマンとトンプソン (Amy Gutmann and Denis Thompson) は、この理論が、道徳的不一致 (moral disagreement) の場合には、合意形成を求めるとはなく、受容できるような決定に到達するよう討議参加者が互いに説得しつづけるべきであるということを中心概念とすると述べている。⁽⁷⁹⁾ 彼らによれば、①相互性 (reciprocity)、②公開性 (publicity)、③説明責任 (accountability) という三つの条件を充足していれば、少なくとも部分的な合意が得られるので、それをもって十分であると考えている。⁽⁸⁰⁾ また、ドライゼック (John S. Dryzek) は、「そもそも討議が合意を志向すべきものか」という命題を掲げた上で、合意形成志向性を否定するだけでなく、合意そのものを「多元社会において、達成できない、不必要な、かつ望ましくないもの」として否定している。⁽⁸¹⁾

熟慮・討議が合意形成を志向しているかどうかについては、合意形成における合意の程度や概念定義如何によると思われるので、この点については留保しつつ、次に、合意形成の前提として、嗜好の変容可能性について論ずる。

そもそも、熟慮・討議参加者の嗜好が絶対に変容しないのであれば、熟慮・討議を行なう実益は、存在しない。オースティン・スミス (David Austen-Smith) やキャンベッタは、討議は必ずしも結果に影響を与える必要はないと述べているが、⁽⁸²⁾ 討議が結果に影響を及ぼさないのであれば、何のための討議であろうか。あらかじめ結論が決まっている問題について、少数者の不満を軽減するための装置あるいは正統性を付与するための形式的要件として討議をとらえるのは、熟慮・討議を民主主義の中心概念ととらえるこの理論の討議観としては妥当ではない。ストークス (Susan C. Stokes) のいうように、内心における嗜好の変化はコミュニケーションの結果であるとしてとらえなければ、⁽⁸⁴⁾ 熟慮と討議は人々になんら誘引をもたないことになる。

つまり、この理論においては、嗜好は、熟慮と討議の過程で、さまざまな要素によって変化しうるものととらえなければならない。⁽⁸⁵⁾

4 熟慮・討議を可能とする制度

熟慮と討議の民主主義理論は、集合的意思決定に際して、生産的な熟慮・討議を可能にするための制度を必要とする。

前述のとおり、共和主義的憲法観に立つ代表的な公法理論研究者は、国家統治機構を、熟慮・討議に基づく民主政治を行なうために制度設計されたもの (あるいは、現状はともあれ、そのように機能すべきもの) ととらえている。また、ダールやフィッシュキンの実証主義的政治理論研究者が構想し、実験するのも、人々が熟慮と討議を行なうことのできるフォーラムの制度化のためである。

したがって、この理論は、重要な政策選択を行なう際に国民に熟慮と討議を行なわせるための制度を設けることを要請するものであり、具体的には、むき出しの民意によって統治がなされるような制度設計が新たに行なわれることに対して懐疑的であるばかりか、⁽⁸⁶⁾ 熟慮・討議を目的とする既存の制度の意義を減殺するような形での制度改革をも拒

絶する⁽⁸⁷⁾。つまり、この理論は、熟慮・討議の意義を没却し、あるいは滅殺するような統治機構の制度設計を規範的に否定するものである。

5 結論志向性

熟慮と討議の民主主義理論における討議とは、集合的意思決定のための一過程である。したがって、十分な熟慮的討議を尽くしたのちには、最終的には決定を行わなければならない⁽⁸⁸⁾。必ず結論を得なければならないというところが、単なる談話と政治的な討議との違いである。

決定は、ある討議参加者が他の討議参加者を説得した場合、ないしは、討議参加者間で新たな選択が創造された場合、つまり、合意が形成された場合には、特に異論なく行なわれる。しかし、合意形成に失敗した場合には、投票によって多数者の選択を決定とみなすが、民主主義的な意思決定としては通例である。

決定に際して、討議を尽くしたかいかの判断は容易ではない。なぜならば、説得に失敗し、自らが少数派であると認識した討議参加者は、多くの場合、決定の先延ばしを試みようとするからである。しかしながら、この少数討議参加者の抵抗を無制限に受容すれば、少数派に対して絶対的な拒否権を与えることになり、これは事実上の少数決を意味する。そして、少数決が民主主義的意思決定の理論として妥当ではないということは多言を要しないだろう。したがって、討議のメカニズムを起動させた以上は、(討議そのものを打ち切ることには合意が得られた場合、または合理的な討議が成立し得ないような外在的な事情変更があった場合を除いて)、十分な討議の末には、必ず決定を行わなければならない。

決定にあたっては、少数派が合理的に考えて納得できるほどの討議の成熟が必要であるが、その際にすべての討議参加者(少数派をも含む)に求められるのは、現在自分たちが行なっているのは「決定のための討議」であるというこの自覚である。

6 決定に必要な情報の共有

熟慮と討議の民主主義理論は、熟慮・討議の前提として、討議参加者が決定に必要な情報を共有することの意義を重視する。したがって、例えば、今日のような行政国家においては、政治的決定にあたって、特に行政情報の公開が規範的に要請されることになる。

フィッシュキンの討論型世論調査が、政策選択にあたって、参加者に十分な情報提供を行なうための制度的仕組みを内包していることも、熟慮と討議の民主主義理論においてこの原理が不可欠な要素であることを示唆するものである。

7 異見に対する寛容の精神

討議過程に参加する以上は、各人は、内心における熟慮過程を通じて、自己の主張が妥当であるという自信を醸成し、他の討議参加者を説得するだけの十分な論拠をもつことが望ましい。しかし、これは、この理論の不可欠の要素であるとはいえない。なぜならば、討議参加者の熟慮の不十分さは、討議過程で、同様の嗜好をもつ他の討議参加者から補充されればよいものであり、また、当該討議参加者が十分な熟慮を経なかったために、異なる嗜好をもつ参加者の論拠に賛同することになるのであれば、それは嗜好の変化として評価すればよいだけのことである。したがって、討議参加者の熟慮が不十分であるからといって、その者をそもそも討議という過程から排除すべきではなく、むしろ、討議過程に積極的に参加させることによって、熟慮を促進することが望ましいといえる。

つまり、討議参加者の事前の熟慮は、この理論における必要要件ではないが、経ることが望ましいとされる重要な要素の一つである。しかしながら、その一方で、討議参加者が熟慮を通じて過度な自信をもつことは、かえって討議過程を阻害する要因となりうることも私は考える。

すなわち、自己の主張に過度に執着し、討議の開始前から、他の討議参加者のもつ異なる主張を絶対的に否定する

姿勢をもっては、生産的な討議が行なわれることを期待することはできない。したがって、討議参加者は異見に対する寛容の精神をもつべきであるということが、有効な討議を成立させるための前提として要請される。

ベラミー (Richard Bellamy) は、多元的な政治体制では、他者の意見を聞くことが重要であると述べ、平等な関心と異見への敬讓 (equal concern and respect for the opinions of others) なくして、民主主義は成り立ち得ないとして、これを民主主義理論の「相互受容性の原理 (the criterion of mutual acceptability)」と呼んでいる。⁽⁸⁹⁾ また、ヤングも、討議参加者は、平等に相互を敬讓し、他者に耳を傾けなければならないと述べている。⁽⁹⁰⁾

つまり、異見に対する寛容の精神がなければ、実質的な討議は成り立たない。したがって、この原理は、熟慮と討議の民主主義理論の前提要件である。

以上、熟慮と討議の民主主義理論を明確化するために、七つの構成要素を挙げて論じてきた。これを通じて、これまで別々に論じられてきた公法理論と政治理論とは、元素レベルに分解し、分子レベルに統合すれば、整合的に理解できることも明らかになったであろう。

(三) 今後の展望

議会制民主主義への国民の信頼の低下は世界的に見られる現象であるが、特に政党に対する信頼が著しく低い日本では、その傾向が顕著である。重要な政策課題の選択や首相の選出を、議会を媒介せずに国民が直接行いたいという衝動は、現在の日本では非常に強い。⁽⁹¹⁾ その一方で、情報通信技術の発達は、規模の面から物理的に不可能とされた直接民主主義的政策決定を可能にしつつある。

たしかに、現在の電子技術をもってすれば、国民の生の選好を瞬時に数値として表すことは可能であろう。しかし、

ダールは、大統領選挙のあり方をめぐる論文のなかで、生の国民の意思の勝利 (the triumph of raw will) は正当化されるべき民主政治のあり方ではないと述べ、⁽⁹⁴⁾ また、国民投票の実施を推進すべきだという機運の高まりに対しては、熟慮・討議なしの政策選択の危険性に警鐘を鳴らしている。⁽⁹⁵⁾

政治的決定を行なうにあたり、考慮すべき要因が高度に複雑化・専門化し、国民の選好が多様化した現代社会においては、政策選択や政治的エリートを選出は、熟慮と討論を通じて示された民意によってなされるべきであると私は考える。したがって、熟慮と討議の民主主義理論とは、現代社会における民主政治のあるべき姿を探求する企てである。

本稿においては、熟慮と討議の民主主義理論の本質的要素とその周辺を概括的に論じたため、各論者による微細な議論は少なからず捨象した。この理論をさらに展開させるためには、本稿で詳細に触れることができなかった議論をより精査しなければならないが、これは今後の課題としたい。

また、情報通信技術の発達に伴い、社会科学は、さまざまな局面でその変革を迫られている。サイバースペースにおける民主主義のあり方は、今世紀の民主主義理論研究の最大の課題の一つであるが、これを考察する際には、何よりも参加を重視して、進化した情報通信技術によって、人々のむき出しの選好を機械的に数えることを民主主義と理解するのか、それとも、人々の熟慮と討議の過程を重視し、その過程を促進し、民主主義を深化させるような情報通信技術の利用法を模索すべきなのか。高度情報通信時代の民主主義のあり方を検討する上でも、熟慮と討議の民主主義理論は一つの示唆を与えるものとなるだろう。

- (2) David Held, *Models of Democracy*, 2nd ed., Polity Press, 1996, p. 291 (中谷義和訳『民主政の諸類型』(御茶の水書房、一九九八年)三七〇頁)。
- (3) Iris M. Young, *Political Theory: An Overview*, Robert E. Goodin and Hans-Dieter Klingemann eds., *A New Handbook of Political Science*, Oxford University Press, 1996, p. 486. ヤング氏の代表的な論者として、ローレン(Joshua Cohen)『スプリングフィールド』(Thomas Spragens)『サンステイン』(Cass R. Sunstein)『フランクマン』(Frank I. Michelman)『ドレイゼン』(John S. Dryzek)『ハーバーマス』(Jurgen Habermas)『フィッシュキン』(James Bohman)を挙げよう。
- (4) 上田道明「デモクラシーにおける「参加」と「熟慮」日本政治学会編『年報政治学一九九六 55年体制の崩壊』(岩波書店、一九九六年)二二五頁、大沢秀介「熟慮民主主義をめぐる最近の議論について」田中宏・大石裕編『政治・社会理論のフロンティア』(慶應義塾大学出版会、一九九八年)六三頁、木下智史「アメリカ合衆国における民主主義論の新傾向」法律時報七三巻六号(二〇〇一年)七〇頁、長谷部恭男「討議民主主義とその敵対者たち」法学協会雑誌一一八巻二二号(二〇〇一年)八五頁、田村哲樹「現代民主主義理論における分岐とその後」(一)(二)(三)『定』法政論集(名古屋大学)一八五号(二〇〇〇年)一頁、一八七号(二〇〇一年)一三二頁、一八八号(二〇〇一年)三七五頁など。
- (5) 日本の研究者による主なものに限って挙げれば、原子力政策をめぐる合意形成に関して、大山耕輔『エネルギー・ガバナンスの行政学』(慶應義塾大学出版会、二〇〇二年)(特に、四七頁以下及び一三三頁以下)、国際関係における社会統合に関して、川村暁雄「グローバル社会における討議民主主義の展望」国際協力論集八巻二号(二〇〇〇年)一六九頁、住民投票に関して、上田道明「住民投票の挑戦」日本の科学者三六巻二二号(二〇〇一年)一六頁、イニシアティブによる立法への司法審査の可能性に関して、大城渡「直接民主主義と司法審査(序論)」(一)『九大法学』二二号(二〇〇一年)七九頁及び山本龍彦「アメリカ共和主義的憲法理論と人民投票制」法学政治学論究五五号(二〇〇二年)一五七頁、議会の立法補佐機能の重要性に関して、高見勝利「決定」と「情報」『レファレンス』五三巻二二号(二〇〇三年)五頁などがある。
- (6) ただし、本稿では、政治思想的側面は取り扱わない。
- (7) Cass R. Sunstein, *The Partial Constitution*, Harvard University Press, 1993, pp. 19-20. なお、本書を紹介する邦語文献として、大沢秀介「著書紹介」CASS R. SUNSTEIN, *THE PARTIAL CONSTITUTION*, Harvard University Press, 1993, pp. vi+414「アメリカ法一九九四—二〇〇一年(一九九五年)一九四頁がある。
- (8) *Ibid.*, pp. 17-20.
- (9) *Ibid.*, p. 25.
- (10) *Ibid.*, p. 23.
- (11) 川岸令和「自由の構成としての憲法」早稲田政治経済学雑誌三二八号(一九九六年)二六一頁。
- (12) 川岸前掲(11)二六三頁。
- (13) 川岸前掲(11)二六四頁以下。さらに、川岸教授は、熟慮と討議の民主政治の実現のために密接不可分に関連する言論の自由についても詳しく言及している。
- (14) Sunstein, *supra* note (7) pp. 134-35.
- (15) *Ibid.*, pp. 135-36.
- (16) *Ibid.*, p. 137. なお、サンステインは、別の論文では、この規制的理念としての同意という要素を、異なる選好も議論と対話による仲介が合理的に達しようとする「普遍主義(universalism)」とも表現している(Cass R. Sunstein, *Beyond the Republican Revival*, YALE LAW JOURNAL, 97, 1988, p. 1554)。
- (17) Sunstein, *supra* note (7) pp. 137-41.
- (18) *Ibid.*, p. 134. なお、サンステインの言う(自由主義的)共和主義の原理的要素をはじめ、合衆国における共和主義的公法理論については、大沢秀介『アメリカの政治と憲法』(青書房、一九九二年)を参照(ここでいう四要素については、特に、八四頁以下を参照されたい)。
- (19) これは、直接の民主的基盤をもち、したがって、国民に対して直接に政治的責任を負わない裁判官が、国民の代表である議会の制定した法律をはじめとする議会や執行府の行為に対して司法審査権を行使することが、なぜ正当化されるのかという問題である。この司法審査の反多数決主義という難点(countermajoritarian difficulty)に対しては、原意主義、プロセス理論、プリコミットメント論などがその正当化に取り組んでいる。アッカーマンの三元的民主政論は、その取り組みの一つである。
- (20) Bruce A. Ackerman, *WE THE PEOPLE 1: FOUNDATIONS*, Belknap Press, 1991, pp. 6-7.
- (21) *Ibid.*, pp. 230-65.
- (22) *Ibid.*, pp. 266-94.

- (23) マッカーサーンが、その理由を『フエヒナリズト』で見つかる (*ibid.*, pp. 165-99)。
- (24) *Ibid.*, p. 10; pp. 262-65. なお、マッカーサーンの二元的民主政論について、阪口正二が『立憲主義と民主主義』(日本評論社、二〇〇一年)(特に、第四章)、『川岸令和「熟慮に基づいて」討論の歴史とアメリカ合衆国憲法の正統性』早稲田政治経済学雑誌三二〇号(一九九四年)二八六頁、大江一平「B・マッカーサーンの二元的民主政理論」関西大学法学論集五〇巻六号(二〇〇一年)一七十七頁が詳しい。
- (25) Ackerman, *supra* note (20) pp. 197-98.
- (26) Steven G. Gey, *The Unfortunate Revival of Civic Republicanism*, UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA LAW REVIEW, 141, 1993, p. 824.
- (27) *Ibid.*, p. 849.
- (28) James A. Gardner, *Shut Up and Vote: A Critique of Deliberative Democracy and the Life of Talk*, TENNESSEE LAW REVIEW, 63, 1996, p. 435.
- (29) 集団極性化とは、一定の集団で討議を行なう場合、当初から討議参加者がもつた選好が、討議を通じて増進され、全体へのいかに極端な結論に至るかにあたるという問題である (Cass R. Sunstein, REPUBLIC.COM, Princeton University Press, 2001, p. 65)。
- (30) *Ibid.*, pp. 84-87. なお、サニエースペースとは、虚偽の、あるいは偏向した情報の流布、それに起因する極端な選好の形成(これを「断片化(fragmentation)」と呼ぶ)、『サニエーカスケード(cybercascade)の問題など』という危険要因が存在するため、サニエーは、必ずしもサニエースペースを理想郷とみなす楽観論をとってゐるわけではない。
- (31) *Ibid.*, pp. 170-72. サニエーは、こうだった討議型ドメインの公共政策的意義に鑑み、将来的には、ドメインの発展のために財政的な援助を政府が行なうべきであろうと想定している (*ibid.*, p. 171)。
- (32) *Ibid.*, p. 172.
- (33) Bruce Ackerman and James S. Fishkin, *Deliberation Day*, James S. Fishkin and Peter Laslett eds., DEBATING DEMOCRATIC DEMOCRACY, Blackwell, 2003, p. 7.
- (34) *Ibid.* の「正義の口」轉題の註釋をこのように *ibid.*, pp. 13-26。
- (35) *Ibid.*, p. 27.

- (36) Alexander Hamilton, James Madison, and John Jay (notes by Charles R. Kesler and edited by Clinton Rossiter), *THE FEDERALIST PAPERS*, Mentor Book, 1999, p. 50 (憲議頁・底註中訳＝註『キ・ト・ト・ト・ト・ト』(譯者田原一太郎一冊)四七頁)。
- (37) 同じように、並び憲法記者社からの田原訳による。
- (38) Ackerman and Fishkin, *supra* note (33) p. 28.
- (39) マッカーサーンの用語法によれば、選挙政治における「私入としての市民」を指す。
- (40) Ackerman and Fishkin, *supra* note (33) pp. 29-30.
- (41) Alexander D. Lindsay, *THE ESSENTIALS OF DEMOCRACY*, 2nd ed., Oxford University Press, 1935, p. 1 (『米國憲法』(『成井井藤の本質——キリス・ヒギヤミン・ユウマツタニスム——(増補版)』(未來社、一九七二年)三頁)。
- (42) Joshua Cohen, *Deliberation and Democratic Legitimacy*, James Bohman and William Rehg eds., DELIBERATIVE DEMOCRACY, MIT Press, 1997, p. 88, n. 12.
- (43) Iris M. Young, *Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy*, Seyla Benhabib ed., DEMOCRACY AND DIFFERENCE: CONTESTING THE BOUNDARIES OF THE POLITICAL, Princeton University Press, 1996, p. 133, n. 2.
- (44) Seyla Benhabib, *SITUATING THE SELF: GENDER, COMMUNITY AND POSTMODERNISM IN CONTEMPORARY ETHICS*, Polity Press, 1992, p. 29.
- (45) Jürgen Habermas, *FAKTIZITÄT UND GELTUNG: BETRÄGE ZUR DISKURSTHEORIE DES RECHTS UND DES DEMOKRATISCHEN RECHTSSTAATS*, Suhrkamp Verlag, 1992, S. 138 (底註中訳・底註＝註『事案型と啓示型(上)』(未來社、二〇〇一年)一三三頁)。
- (46) David M. Estlund, *Who's Afraid of Deliberative Democracy?: On the Strategic / Deliberative Dichotomy in Recent Constitutional Jurisprudence*, TEXAS LAW REVIEW, 71, 1993, p. 1437, n. 1.
- (47) なお、ローレンスが持つ、熟慮と討議の民主主義理論を基とする、ローレンスの討議観を共有しながら、この点を明確にする。その理由として、ローレンスは、合理的とは、討議を通じて満場一致による合意形成がなされることを全図しているが、合意とは、それは、次の元があるという点を彼は認識している(ローレンスは、ローレンスが著している Bernard Manin (trans. by Ely Stein and Jane Mansbridge), *On Legitimacy and Political Deliberation*, POLITI-

- CAL THEORY, 15, 1987, p. 367 n. 35)。
- (8) Jürgen Habermas, STRUKTURWANDEL DER ÖFFENTLICHKEIT: UNTERSUCHUNGEN ZU EINER KATEGORIE DER BÜRGERLICHEN GESELLSCHAFT, Suhrkamp Verlag, 1990, S. 38-39 (細谷貞雄・山田正行訳『公共圏の構造転換(第二版)』(未來社、一九九四年)XXX頁)。
 なお、ハーバーマスは、その著書『事実性と妥当性(FAKTIZITÄT UND GELTUNG)』で、新たに討議的政治(deliberative Politik)という概念を打ち出す(S. 349-98)が、これも、熟慮と討議の民主主義理論を直接に明確に論ずるものではない。このハーバーマスの討議的政治については、斎藤純一「ハーバーマス——批判理論の転回と討議的民主主義の展望」藤原保信・飯島昇蔵編『西洋政治思想史・II』(新評論、一九九五年)一九九頁、毛利透『民主政の規範理論』(勁草書房、二〇〇二年)(特に第二章)及び川村前掲(5)一七八頁を参照されたい。また、ユルゲン・ハーバーマス著、河上倫逸編訳『法と正義のディスクール——ハーバーマス京都講演集』(未來社、一九九九年)所収の「民主政の三つの規範モデル——協議政治の概念について——」(一九九三年の講演、飯野靖夫訳)では、ハーバーマスは、共和主義的な民主主義観を批判しつつ、それに立脚する熟慮と討議の民主主義理論とは別の討議的政治という観念を構想している(二二七頁)。しかし、その一方で、ハーバーマスは、裁判所を熟慮と討議の民主政治の後見人(Hüter)としてとらえるなど、共和主義公法理論研究者の見解に近似した議論も行っている(Habermas (Anm. 45), S. 333-37)。
- (9) Cohen, *supra* note (42) p. 72.
- (10) *Ibid.*, p. 67.
- (11) Dahl, *supra* note (1) p. 36 (邦書二四八頁)。Robert A. Dahl, DEMOCRACY AND ITS CRITICS, Yale University Press, 1989, pp. 307-08.
- (12) *Ibid.*, at 340-41. なお、グニボピュラス構想を紹介する邦語文献として、上田前掲(4)二二七頁、岡田憲治『権利とこのデモクラシー』(勁草書房、二〇〇〇年)一五七頁などがある。
- (13) タールは、フュシトキンの討論型世論調査を、一般の国民に熟慮・討議を促すシステムであると理解し、これが、浅慮表面的な反応を誘引する世論調査、大統領選挙における予備選挙の偶然の結果の影響等を縮減するものとして評価している(Robert A. Dahl, *The Problem of Civic Competence*, JOURNAL OF DEMOCRACY, 3 (4), 1992, p. 56)。
- (14) Robert A. Dahl, *On Deliberative Democracy: Citizen Panels and Medicare Reform*, DISSERT., 44 (3), 1997, p. 54.
- (15) John Gastil, BY POPULAR DEMAND: REVITALIZING REPRESENTATIVE DEMOCRACY THROUGH DELIBERATIVE ELECTIONS, University of California Press, 2000, p. 124. ここで挙げられている一九七〇年代以降の実験の一部を紹介したものと、高瀬淳一『情報と政治』(新評論、一九九九年)一九一頁以下がある。
- (16) James S. Fishkin, THE VOICE OF THE PEOPLE: PUBLIC OPINION AND DEMOCRACY, Yale University Press, 1995. フュシトキンの討論型世論調査を紹介した邦語文献として、高瀬前掲(15)一九八頁以下、曾根泰教「情報社会と公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学の21世紀公共哲学の地平』(東京大学出版会、二〇〇二年)一九九頁(特に三二二頁以下)、若尾信也「討論民主主義と国家」岩崎正洋編『かわりゆく国家』(一藝社、二〇〇二年)一九三頁などがある。
- (17) このほかにも、同様の実験がすでに行なわれ、その一部はすでに学術的にも分析されている。例えば、ライン(David M. Ryan)は、アメリカ合衆国における国民の熟慮・討議による政治的意思決定の実験として、一六の例を挙げて、政治理論の観点から説明している(David M. Ryan, *The Practice of Deliberative Democracy: A Study of 16 Deliberative Organizations*, POLITICAL COMMUNICATION, 19, 2002, pp. 359-77)。
- (18) なお、タールと同様に、フュシトキンも、討論型世論調査を議会を代替物とは考えていない。あくまで代議制民主主義の枠組み内での構想である。
- (19) フュシトキンの理論によれば、政治的平等(political equality)、非専制(nontyranny)及び討議(deliberation)が民主政治の条件であり、これらも不可欠な要素である(James S. Fishkin, DEMOCRACY AND DELIBERATION: NEW DIRECTIONS FOR DEMOCRATIC REFORM, Yale University Press, 1991, p. 29)。そして、民主政治の類型として、国民による討議の可能性を軸にとり(正の方向を討議とし、負の方向を非討議とする)、大衆が政策選択に参加する機会の直接性(これは、政治的平等の指標である)を軸にとり(正の方向を代議制とし、負の方向を直接制とする)、そして、多数者による専制の回避可能性を軸にとり(正の方向をマディソニアン民主主義とし、負の方向を多数者支配民主主義とする)三次元のグラフを描く(*ibid.*, pp. 42-43)。そして、現在の合衆国の政治体制は、yz平面上では、第一象限(代議制—マディソニアン民主主義)上の座標として表され(*ibid.*, pp. 44-45)、政治的リーダーが世論の動向にきわめて敏感になっている近年の合衆国の傾向(フュシトキンはこれを「プレビシット的な民主主義類型(plebiscitary model of democracy)」と呼ぶ)を考れば、実質的には第四象限(代議制—多数者支配民主主義)へ移行している(*ibid.*, p. 45)。

また、情報通信技術の不適切な活用によって第三象限（直接制—多数者支配民主主義）へと向かう動きがある（*ibid.*, pp. 50-53）が、この象限では国民は討議を経ずに政策決定を行なうおそれがあり、まさに「これはマティンが危惧していた専制状態である。そこで、政治的平等の要素と討議の要素をともに充足し、専制を回避しようものとしてフィッシュキンが提唱するのが、討論型世論調査である（*ibid.*, p. 64）。

なお、その後のフィッシュキンの理論の展開については、ちびに於いた（See Ackerman and Fishkin, *supra* note (33)）。

(60) 例えば、二〇〇三年一月にアメリカ合衆国のフィラデルフィア（Philadelphia）で行なわれた「国民による政治（By the People）」を題した「全米政策争点コンベンション（National Issues Convention）」では、合衆国の縮図となるように統計的にサンプリングされた任意の三四三人が集まり、三日間、世界におけるアメリカの役割について、「全米政策争点フォーラム（National Issues Forums）」の作成した政策争点ガイドブック（Issues Book）をもとに提示された四つの選択肢を検討しながら、小グループ討議、専門家等との質疑、全体討議などを行なった。討議参加者各々の選択肢を選ばないことは、実験前及び実験後に調査され、比較分析された。また、この集会の一部は、PBSを通じて全米にテレビ放映された。なお、フィッシュキンの討論型世論調査の詳細は、テキサス大学政治学部（Department of Government, University of Texas, at Austin）の討論型世論調査研究センター（Center for Deliberative Polling）のウェブサイトを参照。

(61) ただし、熟慮と討議の両面を意識して訳出している例も、わずかながら存在する。井上達夫教授は「熟慮の民主政」（井上達夫「法の支配・死と再生」井上達夫・嶋津格・松浦好治＝編「法の臨界—法的思考の再定位」東京大学出版会、一九九九年）二二三頁）と、川岸教授は「熟慮に基づく討議デモクラシー」（川岸前掲（11））と、田村講師は「熟議民主主義」（田村前掲（4））と訳している。なお、毛利助教も、井上教授の「熟議の民主政」という訳語を採用している（毛利前掲（48）二九一頁）。

(62) マッティン（Robert E. Goodin）は（政治理論としての）熟慮・討議の民主主義論者は、通常、deliberation の外部・集合的側面（“external-collective” aspect）を重視するが、deliberation が内心にある熟慮（“internal-reflective” aspect）の側面やその留意すべき点も述べている（Robert E. Goodin, *Democratic Deliberation Within*, Fishkin and Laslett eds., *DEBATING DELIBERATIVE DEMOCRACY*, p. 55）。

(63) Jon Elster, *Introduction*, Jon Elster ed., *DELIBERATIVE DEMOCRACY*, Cambridge University Press, 1998, p. 8.

(64) Gardner, *supra* note (28) pp. 428-31. ただし、ガードナーの考える合意とは、ローレンやサンステインが熟慮と討議の不可欠の要素として述べる合意とは、マッティンズが異なる（*ibid.*, p. 431）。

(65) Cohen, *supra* note (42) p. 68; pp. 74-75.

(66) 以下の挙げたものは、回覧の手紙を採り纏めた「ガウス（Gerald F. Gaus）のハーモンズ（Edward C. Weeks）の議論」を著した「ガウスマン（Amy Gutmann and Denis Thompson）の議論」である。

ガウスは「熟慮と討議の民主主義理論を特徴づける一般の理想として」①論拠としての理想（Ideal of Reason）②公的正当化の理想（Ideal of Public Justification）③現実の政治的合意の規制的理想（Regulative Ideal of Real Political Consensus）④三つを結びつける（Gerald F. Gaus, *Reason, Justification, and Consensus: Why Democracy Can't Have It All?*, Bohman and Rehg eds., *DELIBERATIVE DEMOCRACY*, pp. 205-07）。

ハーモンズは「熟慮と討議の民主主義や「ロマンチック」な意思決定のための討議の過程へ、情報を与えられた市民が参加する」として定義づけたうえで、①広さ（broad）の人々が、②情報を与えられ（informed）、③熟慮・討議的（deliberative）に政治に参加するものとして、また、それは④信頼性（credibility）が高くなるものとして四条件を挙げている（Edward C. Weeks, *The Practice of Deliberative Democracy: Results from Four Large-Scale Trials*, PUBLIC ADMINISTRATION REVIEW, 60 (4), 2000, pp. 361-62）。

(67) Habermas (Ann. 45), S. 156 (日本語訳＝一五三頁)。

(68) Dahl, *supra* note (51) p. 174.

(69) See Sunstein, *supra* note (17); Cohen, *supra* note (65); Young, *supra* note (43) p. 126.

(70) Lindsay, *supra* note (41) p. 34 (訳書＝一七六頁)。

(71) Joseph A. Schumpeter, CAPITALISM, SOCIALISM, AND DEMOCRACY, Harper and Row, 1942, p. 269 (中山伊知郎・東畑精一＝訳『資本主義・社会主義・民主主義（中）』（東洋経済新報社、一九七二年）五〇三頁)。

フィッシュキンの民主主義理論とその系譜については、曾根泰教「J・A・シムンペーターと現代民主主義」白鳥令・曾根泰教＝編著『現代世界の民主主義理論』（新評論、一九八四年）九頁以下を参照されたい。

(72) See Amy Gutmann and Dennis Thompson, *DEMOCRACY AND DISAGREEMENT*, Belknap Press, 1996, p. 229.

(73) Diego Gambetta, "Carro": An Essay on Discursive Machismo, Elster ed., *DELIBERATIVE DEMOCRACY*, pp. 19-43.

- (74) James D. Fearon, *Deliberation as Discussion*, Elster ed., *DELIBERATIVE DEMOCRACY*, pp. 44-68.
- (75) 以下同九の意義とは、①個人的事情を開示し、②合理性を制限するような影響物を縮減ならしは克服し、③論拠の正当化要求を強制ならず誘引し、④最終的選択を正当化し、⑤それ自身価値があり、⑥ベネフィット優越的な決定をなし、⑦分配的正義におおらざるより決定をなし、⑧より広いコンセンサスを得ることができ、⑨参加者の道徳的・知的資質を向上させることである (Elster, *supra* note (63) p. 11)。
- (76) Jon Elster, *Deliberation and Constitution Making*, Elster ed., *DELIBERATIVE DEMOCRACY*, p. 111.
- (77) James Bohman, *PUBLIC DELIBERATION: PLURALISM, COMPLEXITY, AND DEMOCRACY*, MIT Press, 1996, p. 5.
- (78) Cohen, *supra* note (42) pp. 22-23.
- (79) Gutmann and Thompson, *supra* note (72) p. 1; pp. 73-79.
- (80) *Ibid.*, pp. 24-26; pp. 93-94.
- (81) John S. Dryzek, *DELIBERATIVE DEMOCRACY AND BEYOND: LIBERALS, CRITICS, CONTESTATIONS*, Oxford University Press, 2000, p. 170.
- (82) 以下同、合意とは何かという問題を通じて論じる紙幅はなほ。暫定的に、合意を「無限定な状況下で、自己のシナリオを生成しながら相手の「納得」を引き出し、到達点を模索する活動」(曾根泰教「仮想現実と現実的仮想」中央公論一一四巻七号(一九九九年)一三三三頁)とすれば、後述するように、討議の末に必ず決定を行わなければならない熟慮と討議の民主主義における「討議は「無限定な状況」にはないのであるから、そもそも合意形成を目的としないうものとも考えらる。また、これに関連して、道徳的不一致の問題などについても検討すべきであるが、これらは、挙げて他日に論ずべき課題とした。
- (83) Elster, *supra* note (63) p. 8. See also, Gambetta, *supra* note (73); Gerry Mackie, *All Men Are Liars: Is Democracy Meaningless?*, Elster ed., *DELIBERATIVE DEMOCRACY*, pp. 69-96.
- (84) Susan C. Stokes, *Pathologies of Deliberation*, Elster ed., *DELIBERATIVE DEMOCRACY*, pp. 123-24.
- (85) Sunstein, *supra* note (7) pp. 162-64.
- (86) 例えば、政策選択のために必要な情報共有や十分な討議を行わずに、議会での討議を回避して、政策決定を行なわしめるような形での常設型国民(住民)投票制度の導入は、単なるむき出しの民意を計量的に数えるだけのものであり、熟慮と討議の民主主義観からは、否定されることになる。
- (87) 例えば、政治的リーダーの選出ないしは政策選択の意義を没却するような選挙制度改革や、実質的な審議を過度に制限するような議会制度改革は、熟慮と討議の民主主義観からは、疑問視されることになる。
- (88) Gardner, *supra* note (28) p. 437. See also its n. 75 and references cited there.
- (89) Richard Bellamy, *LIBERALISM AND PLURALISM: TOWARDS A POLITICS OF COMPROMISE*, Routledge, 1999, p. 121.
- (90) *Ibid.*, p. 107.
- (91) *Ibid.*, p. 108. なお、スライマーの政治理論については、谷澤正嗣「現代リベラリズムにおける立憲主義とデモクラシー」飯島昇蔵・川岸令和編『憲法と政治思想の対話』(新評論、二〇〇二年)一九四頁(特に、三三五頁以下)を参照。
- (92) Young, *supra* note (43) p. 126.
- (93) 例えば、二〇〇二年九月の毎日新聞社の世論調査によれば、日本国憲法を改正する場合の改正箇所として、国民の直接投票による首相の選出(四六%)と重要な政策課題に対する国民の直接投票(三七%)がそれぞれ、一位、二位となった(毎日新聞、二〇〇二年九月二十九日朝刊)。
- (94) Robert A. Dahl, *Myth of the Presidential Mandate*, *POLITICAL SCIENCE QUARTERLY*, 105 (3), 1990, p. 371.
- (95) Robert A. Dahl, *THE NEW AMERICAN POLITICAL (DIS)ORDER*, Institute of Governmental Studies Press, 1994, p. 10.

柳瀬 昇(やなせ のぼる)

所属・現職 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程
 最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
 所属学会 日本公法学会、日本公共政策学会
 専攻領域 憲法学、民主主義論、立法政策論
 主要著作 「公務員弾劾制度の研究序説」(慶應義塾大学大学院法学研究科修士論文、二〇〇二年)